

第42回ふるさと時代祭り（八朔祭）

都留市観光協会企画「宵祭りマルシェ」 出店要領

◆1 開催日時

令和8年9月5日（土）午後3時～午後8時30分

（5時間30分の開催予定）

※午後8時より打上花火を予定しております。

※会場内のライトは消灯します。

※各店舗のライト消灯につきましては強制いたしません。

◎お客様の安全面へのご配慮をお願いいたします。

◆2 会場

谷村第一小学校校庭（都留市上谷1-1-2）

◆3 内容（予定）

1、【マルシェコーナー】

キッチンカー、物品販売、

ボランティア団体・個人等の展示、体験ブースなど

2、【ステージイベントなど】

ふるさと時代祭り実行委員会、都留市観光協会 他

◆4 テントの配置

テントの配置および出店場所の小間割は、主催者において決定します。

個別対応はいたしません。

◆5 出店の申込

令和8年7月31日(金)17時までには事務局までお申込みください。
申込に必要な資料は、「◆6. 提出書類」をご確認ください。

【申込方法】①～④のいずれかの方法でお申し込みください。

- ①下記事務局窓口へ持参
- ②下記事務局住所へ郵送
- ③メール（下記事務局アドレス宛）へ添付
- ④ファックスにて下記事務局番号へ送付

〈申込先〉都留市観光協会（事務局：都留市役所産業課内）
住所：〒402-8501 山梨県都留市上谷 1-1-1
TEL：0554-43-1111 FAX：0554-43-5049
Mail：kankou@city.tsuru.lg.jp

1. 出店者の決定基準について

- ①都留市観光協会会員及び市内に所在する事業者、団体及び居住する者による出店を最優先とします。
 - ②都留市以外の出店は、富士・東部地域（富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、大月市、上野原市、道志村、小菅村、丹波山村）に所在する事業者、団体及び居住する者による出店に限定します。
- ※会場の都合上、出店数の上限は概ね40店舗です。申込多数の場合は、①の申込者を優先とし、事務局において抽選し決定します。

2. 出店負担金について

- A) 都留市観光協会会員 1,000 円
- B) 都留市観光協会会員以外の事業者、団体及び居住する者 3,000 円
※販売行為を行わない場合、出店料は 1,000 円とします。
- C) 会場内の発電機の借用を希望する場合 3,000 円
※発電機の借用にかかる負担金は、出店料とは別に徴収します。
- D) ふるさと時代祭り実行委員会に所属する団体 免除（無料）
※出店負担金は、イベント当日に現金で事務局が徴収します。

3. 賠償責任保険について

主催者の責に起因する事故等の発生に備えた賠償責任保険への加入については、ふるさと祭り実行委員会において加入しますが、出店者の責に起因する事故、食中毒等の発生に備えた損害賠償保険等への加入については、実行委員会で加入する保険が適用されないため、出店者において対応してください。

◆6 提出書類

出店申込みの際に、該当する書類を必ず提出してください。

- | | |
|---------------------------------------|------|
| 1. 出店申込書（必須） | 様式 1 |
| 2. 出店調査票（必須） | 様式 2 |
| 3. 店舗平面図（必須） | 様式 3 |
| 4. 販売品目一覧表（食品又は商品を販売する者） | 様式 4 |
| 5. 提供食品の概要書（食品を提供・販売する者） | 様式 5 |
| 6. 暴力団関与のない旨の誓約書兼承諾書（必須） | 様式 6 |
| 7. 身分証明書（運転免許証等）のカラーコピー（代表者および従事者全員分） | |
- （警察署への照会に必要なため、代表者および従事者全員分を必ず提出してください。）**
8. 車検証のコピー（キッチンカーなど車で販売行為を行う者）
9. 営業許可を受けていることを証明できる書類の写し（食品を販売する者）
（任意）都留市観光協会への入会を希望する方は、様式 7「都留市観光協会
（会員・特別会員）入会届」も合わせてご提出ください。

◆7 出店に伴う官公署への許認可

1. 警察署

出店者は、様式 2 に記入した代表者および従事者全員分の顔写真付き身分証明書（運転免許証等）のコピー、様式 6 の暴力団関与のない旨の誓約書兼承諾書をご提出ください。事務局でとりまとめ後、警察署に提出いたします。

2. 保健所

食品販売に伴い、試飲・試食や飲食の提供などを行う場合は、提出書類の《**様式 3、様式 4、様式 5**》と営業許可を受けていることの証明できる書類の写しをご提出ください。事務局でとりまとめ後、保健所に提出いたします。また、下記指導指針に沿って、保健所より指導を受ける場合もございますので予めご了承ください。

山梨県「イベント等における食品取扱いの指導指針」参照

https://www.pref.yamanashi.jp/documents/8003/ibento_shishin.pdf

3. 消防署

火器・発電機等を使用する方は《**様式 1**》に必ずご記載いただき、《**様式 3**》に火器・消火器等の位置を記載のうえご提出ください。事務局にてとりまとめ後、連絡先と配置を消防署に報告いたします。

当日、マルシェ開始時間に都留消防署員の立会検査が入りますので、

必ず消火器のご用意をお願いいたします。

◆8 法令の遵守

出店にあたっては、適用される法律等を必ず遵守して下さい。

法律等を守らない場合は、出店をご遠慮いただきます。

(適用法律) 食品衛生法・酒税法・不当景品類及び不当表示防止法・不正競争防止法・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律など

◆9 ゴミの処理

出店に伴うゴミは、出店者において必ずお持ち帰りください。

また、終了後は出店場所周辺のゴミ拾いを行い、校庭内の清掃にご協力ください。

◆10 飲食の提供

会場において飲食物を提供する出店者は、次の事項を必ず遵守してください。

1. 出店場所の衛生に留意し、周囲の汚れを防止してください。
2. ゴミ袋を持参し、会場で出たごみを持ち帰ってください。
3. 排水溝に油類、固形物、残飯等を絶対に流さないでください。
4. 爪楊枝は使用禁止とします。

(校庭に落ちた場合、拾い集めることが困難なため)

5. ガラス瓶の飲料(ラムネ等)は販売禁止とします。

(ガラス瓶の破損等によりガラスが散乱し、校庭の使用に支障が生じる危険性があるため)

6. 食中毒予防の為、食品の保管には十分に注意して下さい。

下記山梨県の指導指針をよく理解し、美味しく食べられる状態での提供をお願いいたします。

山梨県「イベント等における食品取扱いの指導指針」参照

https://www.pref.yamanashi.jp/documents/8003/ibento_shishin.pdf

7. 酒類について

「会場にてコップに注ぐ」行為は、酒類販売免許不要です。

《ケース別の判断》

サーバー入り酒類	ビールサーバー等からコップに注いで提供→○(免許不要)
缶・瓶入り酒類	①缶からコップ等に注いで販売→○ ②蓋を開けずに持ち帰れる状態で販売→×(免許要)
カクテル・水割り等	①コップに注ぎ、水等を混ぜて作ってから販売→○ ②缶・瓶等に入っており未開封のまま販売→×

◆11 火気・発電機の使用

火器・発電機等を使用する出店者につきましては、各自で消火器（小型のものも可）をご用意ください。また、火器・発電機等を使用する際は、以下の点にお気を付け下さい。出店当日には、消防署の検査が入ります。

1. 火器は、引火性のある物品から 15 cm以上離して設置し、常に周囲の整理を心掛けてください。
2. 地震等により、安易に転倒しないように設置してください。
3. ガスコンロのホースは、適切な長さで使用し、接続部分をホースバンド等で締め付けてください。
4. ガスボンベの転倒がないよう、必ず固定してください。
5. コンロ等をテーブル等の上に置く場合は、防災クロスやアルミホイル等を敷いて延焼しないよう配慮してください。
6. 消火器は、火気のそばから離して設置し、安全に使えるよう注意してください。
7. 発電機は、排気ガスが発生するため、風通しの良い場所に配置してください。
8. 発電機は、建物の壁や設備などから 1m 以上離し、平らで安定した場所に配置してください。
9. 発電機の燃料補給時は、必ずエンジンを停止してから、火の気のない場所で行ってください。
10. 発電機の周囲に燃えやすいものや囲い、箱などを置かないようにしてください。
11. 発電機 1 口から複数の電源をとる「タコ足配線」は火災の原因となります。原則、1 口から 1 本のみ電源をとるようにしてください。

◆12 駐車場

後日、駐車許可証を配布しますので、指定の駐車場に詰めて駐車してください。なお、駐車の際は駐車許可証を車輛のダッシュボードに外から見えるように置いてください。

指定場所以外への駐車は厳禁です。違反が見られた出店者については、以後の出店を許可しません。

◆13 搬入・搬出

1. 搬入時間 午後1時～午後2時30分
午後2時30分までに車輛の移動を完了してください。
2. 搬出時間 午後8時30分～
搬出が終了しても、校庭前面道路の交通規制解除（午後9時予想）までは道路に出られません。
途中退出したい方は、校庭駐車場に車は停めず、ご自身で周辺駐車場を確保してください。（来場者用駐車場には駐車禁止）

◆14 その他

1. 学校施設の保護
会場は、谷村第一小学校児童が学校生活で使用しているものをお借りしています。イベント後の学校運営に支障がないよう、大切に扱ってください。
2. 歩き売りの禁止
商品をテントから持ち出して巡回しながらの販売は、来場のお客様および他の店舗の迷惑になりますので、行わないでください。
3. 喫煙の禁止
小学校敷地内は全面禁煙です。会場内での喫煙は一切禁止します。
4. 荒天時の中止の場合
台風など、あらかじめ荒天が想定される場合は、開催前日9月4日（金）12時に開催の可否について判断し、代表者に連絡いたします。
当日9月5日（土）朝降雨の場合は、朝6時に開催の可否について判断し、代表者に連絡いたします。

不明な点がありましたら、事務局までお問合せください。

〈企画〉都留市観光協会（事務局：都留市役所産業課内）
住所：〒402-8501 山梨県都留市上谷 1-1-1
TEL：0554-43-1111 FAX：0554-43-5049 Mail：kankou@city.tsuru.lg.jp
〈宵祭りマルシェ事務局〉株式会社 Kat（運営業務受託者）
Mail：info@kat-network.com